

東白川村

こども^{☆☆}誰^{☆☆}でも 通園制度

【目的】全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

【場所】 みつば保育園 未満児室

【対象】

- 村内に住むお子さん（主に0～2歳）
- 保護者の就労の有無は関係ありません

【利用できる日】

月10時間（例：8時30分～11時30分 1日3時間程）

※ 行事や園の状況により、日程は調整する場合があります

【利用方法】 登録⇒初回面談（保育園）⇒利用日予約⇒利用

【費用】 300円/1時間（予定）

<こんなときにおすすめ>

- 子どもに集団の経験をさせたい
- 子育てが一人で大変に感じるとき
- 園や地域とのつながりを作りたいとき
- 入園前に園の雰囲気を知りたい

「ちょっと行ってみたいな」そんな軽い気持ちでご利用ください

<注意点>

- 昼食の提供はありません。
- 初回面談時に持ち物、利用方法についてお知らせします。

【問合せ先】

東白川村役場 村民福祉課 子育て支援担当（鷺見）

電話： 0574-78-3111（内線130）またはメール⇒



こども誰でも通園制度と一時預かりとの違い

	こども誰でも通園制度	一時預かり
利用目的	子育て支援・集団体験・育児負担の軽減 育てる中で園とつながる入口	保護者の就労・通院・リフレッシュ等に伴う預かり 必要な時に預けられる受け皿
保育の必要性認定	不要	不要だが、利用理由の確認は行う
利用時間	短時間（例：午前のみ）	半日・一日単位で柔軟に可能
月の利用回数	少なめ（月4回程度）	利用ニーズに応じて調整可 月14日以内
費用	3時間 900円（300円/時間） （予定）	4時間未満 1,000円 4時間以上 2,000円
ねらい	つながる・見守る	預かる・支える
主体的な関係性	いっしょに過ごす・育ちを見る	保育を代替する

【対象者】

